

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)

事業所名: 福祉事業所春の日
住所: 滋賀県甲賀市水口町251
電話番号: 0748-65-3230

事業所番号: 2511400323
管理者名: 小林 季史
対象年度: 令和元年度

WC
●前年度において、雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価。
●令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価。
●計算方法の詳細は、別紙36「労働時間計算」

(I) 労働時間
①1日の平均労働時間が7時間以上
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満
⑧1日の平均労働時間が2時間未満
1点

(IV) 支援力向上(※)
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会
参加した職員が1人以上半数未満であった
参加した職員が半数以上であった
②研修、学会等又は学会誌等において発表
1回の場合
2回以上の場合
③視察・実習の実施又は受け入れ
いずれか一方のみの取組を行っている
いずれの取組も行っている
④販路拡大の商談会等への参加
1回の場合
2回以上の場合
⑤職員の人事評価制度
人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している
⑥ピアサポーターの配置
ピアサポーターを職員として配置している
⑦第三者評価
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるもの認証を受けている
小計(注2) 8点

WC
●令和3年度の報酬の取扱いとして、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することを可(その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる。)とする。

WC
●令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。

WC
●令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。

(II) 生産活動
①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者へ支払う賃金の総額以上
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者へ支払う賃金の総額以上
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者へ支払う賃金の総額以上
④前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者へ支払う賃金の総額以上
1点

(IV) 支援力向上(※)
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会
参加した職員が1人以上半数未満であった
参加した職員が半数以上であった
②研修、学会等又は学会誌等において発表
1回の場合
2回以上の場合
③視察・実習の実施又は受け入れ
いずれか一方のみの取組を行っている
いずれの取組も行っている
④販路拡大の商談会等への参加
1回の場合
2回以上の場合
⑤職員の人事評価制度
人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している
⑥ピアサポーターの配置
ピアサポーターを職員として配置している
⑦第三者評価
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるもの認証を受けている
小計(注2) 8点

WC
●令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。

WC
●令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。

(III) 多様な働き方(※)
1 急務・資格取得、特定の業務動員に関する制度
就業規則等で定めている
就業規則等で定めており、前年度の実績がある
2 利用者支援員として登用する制度
就業規則等で定めている
就業規則等で定めており、前年度の実績がある
3 在宅勤務に係る労働条件及び業務規律
就業規則等で定めている
就業規則等で定めており、前年度の実績がある
4 フレックスタイム制に係る労働条件
就業規則等で定めている
就業規則等で定めており、前年度の実績がある
5 短時間勤務に係る労働条件
就業規則等で定めている
就業規則等で定めており、前年度の実績がある
6 時差出勤制度に係る労働条件
就業規則等で定めている
就業規則等で定めており、前年度の実績がある
7 有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度
就業規則等で定めている
就業規則等で定めており、前年度の実績がある
8 産後休暇等の取得に関する事項
就業規則等で定めている
就業規則等で定めており、前年度の実績がある
小計(注1) 8点

(IV) 支援力向上(※)
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。
国際標準化規格が定めた規格等の認証等
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるもの認証を受けている
小計(注2) 8点

(V) 地域連携活動
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している
1事例以上ある場合:10点
10点

WC
●令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。
●評価要素
・地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無
・施設外就労による地域での働く確保等地域と連携した事業や取組

項目 点数
労働時間 5点 20点 30点 40点 45点 55点 70点 80点 45
生産活動 5点 20点 25点 40点 40
多様な働き方 0点 15点 25点 35点 35
支援力向上 0点 15点 25点 35点 35
地域連携活動 0点 10点 10

合計
165 点 / 200点

(※) 任意の5項目を選択すること (注1) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

(※) 任意の5項目を選択すること (注2) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点